

令和5年度販売業者・実需者向け福島県産米PR動画等作成業務 仕様書
(公募時)

1 業務の目的

令和3年4月に定められたALPS処理水の処分に関する基本方針により、本県産米の販路や価格などにおいて風評を助長することが懸念されることから、本県産米を取り扱う事業者が正しい情報を持ち、適正な取引が行われるようにすることが重要となっている。

このため、本県産米を取り扱う卸売業者や小売店を対象として、適正な取引や販売につながるよう、産地の取組やふくしま米の魅力が伝わる情報を発信し、風評拡大を未然に防止することを目的とする。

2 委託業務内容

「ふくしま米」を生産する産地での特色ある取組や安全安心の取組を周知するためのPR資材を作成するための企画、取材、映像等編集、映像等データの変換及び印刷・発送。

なお、取材場所は原則として県内とし、実際の取材対象の選定については事前に福島県（以下、「甲」という。）と十分協議を行うとともに、PR資材として作成する下記

(1)～(2)それぞれのコンテンツについて整合を図りながら作成すること。

(1)動画制作

ア 動画時間・制作内容・構成

- ・動画は福島県オリジナル品種である「天のつぶ」、「里山のつぶ」、「福、笑い」を題材とした3種類とし、それぞれ5分程度とする。
- ・オリジナル品種について、近年の米の流通トレンドや市場動向を踏まえ、流通業者や実際に購入する消費者の視点から魅力を整理し、より遡及できる構成内容とすること。
- ・福島県産米の生産や流通、安全確保の現状が正しく理解される構成内容であること。

イ ターゲット

- ・ターゲットは、米の流通・販売担当者、店舗担当者とする。ただし、実際に米を購入する消費者への訴求ポイントも意識した内容とすること。

ウ 発信方法

- ・県HP、YouTube掲載のほか、ターゲットの利便性やより広い範囲への訴求を考慮した方法とする。

エ 言語

- ・音声、字幕共に日本語とすること。

オ データ形式・解像度等

- ・データ形式：mp4 形式とする。
- ・解像度：アスペクト比 16：9 のフルHD以上とする。ただし、甲の提供するデータを使用する場合は、この限りでない。

カ 企画・校正

- ・動画の完成までに、企画内容については甲と十分協議するほか、編集段階の校正については、甲による最低 3 回の内容確認及び修正等の機会を設けること。

(2) パンフレット作成

ア 制作内容・構成

- ・パンフレットは福島県オリジナル品種である「天のつぶ」、「里山のつぶ」、「福、笑い」を題材とした 3 種類を作成する。
- ・オリジナル品種について、近年の米の流通トレンドや市場動向を踏まえ、流通業者や実際に購入する消費者の視点から魅力を整理し、より遡及できる構成内容とすること。
- ・福島県産米の生産や流通、安全確保の現状が正しく理解される構成内容であること。

イ 部数・規格

- ・部数は各種類 1,000 部程度（合計 3,000 部程度）とする。
- ・日本産業規格 A 5 版、8 ページの両面フルカラーの冊子とする。
- ・紙面はコート紙（厚さ 110kg）を使用する。

ウ 発送

- ・宛先については県内外の集荷卸業者とし、実際の配付にあたっては、甲が別途指定する 50 ヶ所程度の宛先に発送すること。

エ 企画・校正

- ・パンフレットの完成までに、企画内容については甲と十分協議するほか、編集段階の校正については、甲による最低 2 回の内容確認及び修正等の機会を設けること。

(3) その他

各作業（企画、台本作成、取材（出演交渉等含む）、編集、パンフレット印刷、パンフレット発送）は、原則として受託者（以下、「乙」という。）が行うこと。ただし、事前に甲と十分協議を行うこと。また、必要に応じて甲が提供する画像データ等を活用すること。

※留意事項

- ・業務の一部を第三者へ再委託する場合、再委託先、金額、業務体制などを甲に申告し、了解を得ること。なお、再委託先への指示、業務管理を徹底すること。
- ・本紙に記載のない事項について、業務が発生した際には、甲と協議すること。
- ・個人情報の取り扱いに十分留意し、情報漏洩が生じないように管理すること。
- ・本事業により作成した広報動画、パンフレット、取材による録画映像、録音した音声、撮影した写真等の著作権は、すべて甲に帰属することとし、一切のデータ等を甲に納品すること。

3 成果品

- (1) 実績報告書（制作した動画内容、発信方法、配付先等）
 - (2) mp4形式の動画データを格納したBD、DVD 2セット（正・副）
 - (3) パンフレットのデータを格納したDVD 2セット（正・副）
 - (4) その他、甲が必要とするもの
- ※（2）及び（3）の納品に際しては、ウイルス対策ソフトで十分に検査すること。

4 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・着手届
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・完了届
 - ・その他、甲が業務の確認に必要と認める書類

5 統括責任者

乙は、本業務に当たり、十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

6 事業実施に当たる打合せ

本業務の期間において、甲との間で随時打合せを行いながら業務を進める。また、甲は本業務の実施のために必要な協力をする。

7 新型コロナウイルス感染症対策

現地取材等の際は、基本的な感染症予防策を講じること。

8 その他

本業務内容に定めのない事項及び本業務内容に定める内容について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、定めることとする。但し、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについても本業務に含まれるものとする。